

令和3年 第5回浅口市農業委員会議事録

令和3年5月14日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員 11名			農地利用最適化推進委員 13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田 一男	出	金光1	原田 恒明	出
2	欠員	—	金光2	鍋谷 恒久	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	西本 健次	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	高淵 末孝	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 畝山 善生                      書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第11号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第12号 農地法施行規則該当転用届について

報告第13号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和3年6月15日（火））

開会（午後１時３０分）

議長 それでは、ただいまの出席委員は１１名です。定足数に達しておりますので、これより令和３年第５回浅口市農業委員会を開催いたします。

議長 なお、推進委員は１３名の参加であります。

議長 日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

議長 本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において１番問田委員、３番友田委員を指名します。

議長 日程第２、会期の決定についてを議題とします。

議長 会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日１日とします。

議長 日程第３、議事に移ります。

議長 議案第１３号農地法第３条の規定による許可申請について議題とします。

議長 ５０８番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は２ページになります。

議長 議案第１３号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和３年５月１４日提出。

議長 番号５０８番の土地の所在地は全て鴨方町六条院西です。

議長 ５０８の１、田、４４１平米。

議長 ５０８の２、田、１１６平米。

議長 ５０８の３、田、７９平米。

議長 ５０８の４、田、２４平米。

議長 譲受人は、岡山市中区、７６歳、農業。譲渡人は、兵庫県姫路市、６５歳、会社員。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

議長 譲受人は、取得に必要な下限面積など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

議長 以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 それでは、私から補足説明をいたします。

議長 位置図は、１ページ、２ページに載っております。

議長 ローム・ロジステックという会社の、県道を挟んで東側に位置します。譲渡人と受け取るほうは本家分家の関係でありまして、草刈り等で管理をして、現在何も植えておりません。草刈りで管理をしております。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

議長 ただいま説明しました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

議長 それでは、５０８番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

事務局 続きまして、513番の件について、事務局の説明を求めます。  
番号513、土地の所在地、金光町占見。田、297平米。  
譲受人、金光町占見、61歳、会社員兼農業。譲渡し人は、金光町占見、59歳、  
教員。譲受け理由は増反、譲渡し理由は労力不足です。  
譲受人は、取得に必要な下限面積など問題がなく、取得後も全ての農地を利用する  
と認められます。  
以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、鍋谷委員、補足説明をお願いします。

委 員 場所は、金光のすし丸より100メートル西の道路沿いにあります。何ら問題はな  
いと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、513番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、514番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 514の1、土地の所在地、鴨方町小坂西。田、159平米。  
514の2、土地の所在地、鴨方町小坂西。畑、546平米。  
譲受人は、鴨方町小坂西、61歳、会社員兼農業。譲渡し人は、鴨方町小坂西、9  
3歳、農業。譲受け理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。  
譲受人は、取得に必要な下限面積など問題がなく、取得後も全ての農地を利用する  
と認められます。  
以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 9番虫明委員、補足説明をお願いします。

委 員 9番虫明です。  
この場所は、地図で言ったら5ページ、6ページになります。  
場所は、昔あった農協の西支所から1キロぐらい北のほうになります。ここの●●  
さんという人が施設に入ったもので、近所に住んでいる、この息子さんがもう相続放  
棄をするということで、近所なので、それなら私がというので話がまとまったみたい  
です。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、514番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局長 続きまして、518番の件について、事務局の説明を求めます。  
番号518、土地の所在地、鴨方町六条院中。田、283平米。  
譲受人は、鴨方町六条院中、66歳、特別職地方公務員兼農業。譲渡し人は、鴨方町六条院中、68歳、農業。譲受け理由は増反、譲渡し理由は労力不足です。  
譲受人は、取得に必要な下限面積など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。  
以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 それでは、私から補足説明をいたします。  
位置図は、7ページ、8ページです。  
2号線より南へ200メートル、ホームセンターから約100メートルのところに位置します。現在は草刈り等で管理をしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員 ただいま説明をいたしました。質疑はありませんか。  
議長 なし声  
質疑なしと認めます。

委員 それでは、518番の件についてご異議ありませんか。  
議長 異議なし声  
異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議長 続きまして、519番の件について、事務局の説明を求めます。  
番号519、土地の所在地、金光町占見。畑、245平米。  
譲受人は、金光町占見、71歳、法人役員兼農業。譲渡し人は、金光町占見、82歳、無職。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。  
譲受人は、取得に必要な下限面積など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。  
以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、鍋谷委員、補足説明をお願いします。  
委員 2番鍋谷です。  
場所は、金光のすし丸より北70メートル、三和保育園というのがあります。それよりまだ70メートル上がったところの前へ金地池という池がありますが、池のちげえところにあります。これも何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委員 なし声  
議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、519番の件についてご異議ありませんか。  
議長 異議なし声  
異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議長 議案第14号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。  
517番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案は3ページになります。

議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和3年5月14日提出。

番号517、土地の所在地、鴨方町六条院中。田、437平米。

譲受人は、鴨方町六条院中、35歳、会社員。譲渡し人は、鴨方町六条院中、68歳、農業。転用目的は、一般住宅。居宅1棟140.34平米。木造平家建て瓦ぶき、建蔽率は32.11%です。農地区分は3種です。事業規模など一般基準上も問題ありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議長

それでは、私の担当地区ですので、説明をさせていただきます。

位置図は7ページ、8ページ、前ページの518番の件の横になります。

周りはほとんど宅地化されておりまして、現在は草刈り等で管理をしております。周りがほとんど宅地ですので、別に問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

ただいま説明しました。質疑はありませんか。

委員

なし声

議長

質疑なしと認めます。

それでは、517番の件についてご異議ありませんか。

委員

異議なし声

議長

異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、515番と516番は関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

議案書は4ページになります。

農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和3年5月14日提出。

番号515、土地の所在地、鴨方町鴨方。登記地目、田、現況地目、畑。面積332平米。

貸出人は、鴨方町鴨方、58歳、会社員兼農業。

番号516の1、土地の所在地、鴨方町鴨方。畑、66平米。

516の2、土地の所在、鴨方町鴨方。畑、面積10平米。

貸出人は、鴨方町鴨方、86歳、農業。

借受人は、いずれも倉敷市四十瀬、31歳、準公務員外1名。転用目的は、一般住宅。居宅1棟91.29平米。木造2階建てスレートぶき、駐車場2台25平米。建蔽率は23.84%です。農地区分は2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。事業規模など一般基準上も問題ありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。

地図は11ページ、12ページになります。

場所は、鴨方インター南交差点から南へ200メートルのところに位置します。この借受人は、親子関係あるいは親子、孫の関係になりますので、別に問題ないかと思われま。この土地の周りにはもう全て今宅地になっておりますので、何ら問題ないかと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、515番と516番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第15号農用地利用集積計画についてを議題とします。

それじゃあ、お願ひします。事務局の説明をお願ひします。

事務局 議案書は5ページになります。

議案第15号農用地利用集積計画について。令和3年5月14日提出。

説明をいたします。

今回の議案番号は、年度更新のため、99番、100番と1番、2番の4件であります。それぞれにつきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は4名、農地は9筆、全てが新規です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

次に、6ページに移ります。

地目別設定面積は、田6、253平方メートルのみとなります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第11号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は7ページになります。

報告第11号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和3年5月14日提出。

番号504、土地の所在地、鴨方町六条院西。田、572平米。

借受人は、鴨方町六条院西、85歳、農業。貸出人は、鴨方町六条院西、85歳、農業。合意年月日、引渡年月日は令和3年4月1日です。

番号505、土地の所在地は全て鴨方町本庄です。

505の1、田、522平米。

505の2、田、602平米。

505の3、田、566平米。

505の4、田、1,486平米。

借受人は、鴨方町本庄、79歳、農業。貸出人は、鴨方町本庄、51歳、公務員兼農業。合意年月日、引渡年月日は令和3年4月5日です。

番号506、土地の所在地、鴨方町本庄。田、190平米。

借受人は、鴨方町本庄、65歳、無職。貸出人は、鴨方町本庄、51歳、公務員兼農業。合意年月日、引渡年月日は令和3年4月8日です。

番号520、土地の所在地、鴨方町小坂西。田、223平米。

借受人は、岡山市南区、84歳、無職。貸出人は、鴨方町小坂西、81歳、農業。合意年月日、引渡年月日は令和3年4月18日です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第12号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。

501番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は8ページになります。

報告第12号農地法施行規則該当転用届について。令和3年5月14日提出。

番号501、土地の所在、金光町大谷。畑、297平米のうち76平米。

申請人は、金光町大谷、69歳、農業。施設の概要は、農業用倉庫1棟、54.60平米。軽量鉄骨造平家建てガルバリウム鋼板ぶき。農地区分は3種です。

議長 501番の件について、古川委員、補足説明をお願いします。

委員 5番古川です。

この件は、位置図の13ページ、14ページになりますが、金光駅の南の里見川を挟んで、里見川の南側の土手の下のところになります。行ったらば、ちょうど200メートルほど南のほうになりますが、本人の住宅の続きのところでは別に問題ないかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

続きまして、510番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号510、土地の所在、鴨方町六条院西。地目、畑。165平米のうち9平米。  
申請人は、広島県広島市、携帯電話事業者。施設の概要は、携帯電話無線基地局1  
基9平米。農地区分は2種です。

議長 それでは、私から説明をさせていただきます。  
位置図は、15、16ページになります。  
場所は、県道矢掛寄島線、今現在インターを建設中ですが、その近くであります。  
旧六条院西農協、今はコンビニになっておりますが、それより北へ80メートルのと  
ころであります。携帯電話の無線基地局となる予定です。別に問題ないと思いま  
すが、よろしくご審議のほうをお願いいたします。

委員長 ただいま説明をいたしました。質疑はありませんか。  
なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。  
続きまして、693番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号693、土地の所在、金光町占見新田。登記地目、田、現況地目、畑。面積4  
25平米のうち2.25平米。  
申請人は、東京都世田谷区、携帯電話事業者。施設の概要は、携帯電話無線基地局  
1基2.25平米。農地区分は2種です。

議長 次に、鍋谷委員、補足説明をお願いします。  
委員 2番鍋谷です。  
場所は、金光大橋、国道2号線からずっと下りて北へ、線路の上を越して、ずっと  
橋になって、平たん地へ下りたところがこの場所であります。何ら問題ないと思いま  
す。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。  
報告第13号形状変更届についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は9ページになります。  
報告第13号形状変更届について。令和3年5月14日提出。  
番号507、土地の所在、鴨方町本庄。田、190平米。  
申請人は、鴨方町本庄、51歳、公務員兼農業。変更理由は、田を畑にするため5  
0センチの盛土をするものです。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。  
日程第5、その他に移ります。  
事務局から報告等がありましたらお願いします。

事務局 ①令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について



事務局

②令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

③岡山県農業会議からの答申について

④次回の委員会について

議長

それでは、以上で閉会といたします。

閉会（午後2時02分）

